

令和6年10月27日

▼タイトル

第50回衆議院議員総選挙および第26回最高裁判所裁判官国民審査における
二重投票について

▼概要

令和6年10月27日(日)10時20分頃、高島市第15投票区投票所(中庄集会所)において、すでに期日前投票を済ませた選挙人2人に対し、再度、投票用紙を交付し、衆議院小選挙区の投票をさせていただきました。

なお、比例代表および国民審査については、投票前に気づいたため、二重投票には至りませんでした。

当該選挙人の2人は、10月16日(水)に期日前投票をされていましたが、投票後、入場券が届いたため、まだ投票に行っていないと誤認し来場していました。

▼原因

選挙人名簿の照合欄には期日前投票が済んでいる旨を表示していましたが、名簿照合時にその表示を見落としてしまい、誤って当該選挙人に対し、再度投票用紙を交付したものです。

▼投票の取扱い

投票箱に投函された今回の投票は、他の投票と区別できず特定することができないことから、他の投票用紙と同様に取り扱います。

▼再発防止

今後、このような事案が発生することがないように、選挙事務従事者に対し、受付手順の周知を徹底し、正確な選挙事務遂行を徹底してまいります。

また、当日市内全投票所(82か所)の事務従事者に対して、注意喚起を行い、再発防止を徹底しました。

▼委員長コメント

この度は、このような事案が発生したことを非常に重く受け止めるとともに、深くお詫び申し上げます。

基本に立ち返り、改めて適正な選挙執行を徹底するとともに、再発防止に取り組んでまいります。

高島市選挙管理委員会 委員長 中村 敏夫

▼問い合わせ先

- 所 属： 選挙管理委員会事務局
- 担当： 前田、川越
- 電話番号：0740(25)8538
- ファックス：0740(25)8101